

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530559

研究課題名（和文） 地域における公害経験の社会的活用に関する比較研究

研究課題名（英文） The comparative study about social practical use of the experience of environmental pollution problem

研究代表者

藤川 賢 (FUJIKAWA KEN)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80308072

研究成果の概要（和文）：公害問題を契機に現在まで続いている取り組みは少なくない。本研究は、その中でも地域にかかわる社会的活動として重要であり、普遍的な意味を持つものについて事例調査を行い、それらを比較しながら検討した。主たる対象としたのは、神通川流域（神岡鉱山）における公害発生源対策、宮崎県における土呂久ヒ素公害と「アジア砒素ネットワーク」の展開と北九州市における「八幡の公害」とエコタウン事業の歴史である。これらは、公害にかかわる独特な歴史の上に発展してきたものだが、その問題や地域に限定されることなく、展開を続けている。

研究成果の概要（英文）： There are some cases in which unique environmental activities are developed in relation with the solution process of a pollution problem. Some of these activities have universal meaning for regional environmental exercise.

In this study project we have compared the historical processes of significant cases; such as the preventive measure against pollution sources around Kamioka mine that was the cause of Itai-itai disease; the activities or Asia Arsenic Network which was organized in related with the Toroku arsenic disease; Kitakyushu Eco-Town Project which has a historical relation with pollution problems called “Yahata no kogai” or the pollution of Yahata.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：社会学・公害・環境問題・地域社会

1. 研究開始当初の背景

2011年3月11日の東日本大震災とともに起きた東京電力福島第一原発事故は「史上最

大の公害」と呼ばれ、かつての公害経験から教訓として学んでいないことの多さを改めて突き付けるものになったが、この事故の以

前から、公害経験の教訓や公害経験地域の環境再生等について再確認する必要があることは広く認められていた。そうした認識の背景にある現実としては、次のような点があげられる。

(1) 世代交代と公害経験の継承という課題の切迫：四大公害裁判など1970年前後の「公害」問題に携わる被害者、支援者、研究者、行政や企業の関係者等の高齢化が進み、被害者団体を含めて、世代交代の必要性が高まってきたこと。もちろん風化した問題もあり、それらの事例の経験を次世代にどう伝えるか、という課題も大きかった。

(2) 被害切捨てへの動き：公害認定を抑え、補償や対策の費用の低減をはかる動きは1970年代にさかのぼるが、上記(1)ともかわり、また、2005年以降の水俣病訴訟などの動きもあって、新たな展開が見られた。

(3) 先進的な環境対策とその拡大：本研究の中心的課題であり、下記にも紹介するが、公害経験を活かして展開してきた発生源対策や環境保護活動などが国内外からの着目を受けるようになった。

(4) 新たな環境問題にかかわる課題の増加：上記(3)のような成果の反面、世界的に環境問題は拡大している。それについて、かつての公害経験から何を学ぶかという課題の現実的な重要度も増加した。

(5) 学際的研究の拡大：上記(4)ともかわり、研究面でも学際的な取り組みの必要性が増してきた。この点で、水俣病をはじめとする大きな公害問題では、学際的研究の蓄積が厚く、再評価が進んだ。

2. 研究の目的

近年、公害に関する成果の蓄積と風化とが同時に進んでいるように見える。そのため、各地で重要な取り組みが見られる一方で、ある地域での経験や活動が他の地域に伝わりにくい状況があると考えられる。

本研究は、こうした関心から企画されたものであり、(1) 公害経験の社会的活用に関する事例研究、(2) 各地ですでに事例研究に取り組む研究協力者による知見の共有を主要な目的としている。

3. 研究の方法

本研究では、関連しあう下記3つの方法を同時に進めた。

(1) 神通川流域の公害発生源対策とイタイイタイ病（イ病）問題の現状に関する事例調査：下記に紹介するように、この発生源対策はイ病訴訟以来40年継続され、神通川のカドミウム濃度をほぼ自然界値にまで下げる成果をあげている。その他、イ病・カドミウム問題に関しては、食品基準の改定（2010年）、富山県立イ病資料館の開設（2012年4月開館）など、近年、様々な動きがみられる。それについて、これまでの研究蓄積を生かして、事例研究を進めることである。

(2) 公害経験の社会的活用に関する他の顕著な事例の調査：富山以外でも、公害の歴史を踏まえて展開されている環境対策の事例は少なくない。その中で、取り組みの普遍性と成果の大きさという点で顕著で、その知名度に比べて社会的な調査が少ない事例について、現地調査を行った。北九州市における「八幡の公害」とエコタウン事業、宮崎県における土呂久ヒ素中毒とアジア砒素ネットワークの活動について、その歴史的展開を追った。

(3) 各地の事例研究に取り組む研究協力者との共同研究：複数の研究領域から、各地の事例を調査する研究協力者と知見を共有することにより、多様な公害問題の共通性を明らかにするとともに、各事例の特徴を明らかにすることを目指した。その際、ただ研究会で集まるのではなく、2009年度富山、2010年度西淀川、2011年度北九州と一緒にフィールドを訪ねることによって、意識や視点の共有化に向けた調整を図った。

4. 研究成果

(1) 研究計画3点のうち、研究組織としての知見共有に関しては、2011年2月に中間報告書を作成した。紙幅の都合で内容の紹介は割愛するが、目次は下記のようになっている。

「イタイイタイ病住民運動による発生源対策－規制および合理性と住民参加との関係－」（藤川 賢）

「大気汚染公害地域における「環境再生のまちづくり」－大阪・西淀川地域を中心に－」（除本 理史）

「大気汚染公害地域と医師会－西淀川公害と四日市公害から見る「地域医」の意義－」（尾崎 寛直）

「四日市市立塩浜小学校における教育実践

1964年～2010年－健康教育と在日韓国・朝鮮人教育に着目して－」（土井 妙子）

「大気汚染被害者はどのように放置されたか？－70年代の大分市三佐地区の事例－」（渡辺 伸一）

「水俣病の失敗学のために－原田正純医師への質問－」（山中 由紀）

「アスベスト公害問題における社会学的研究の可能性」（堀畑 まなみ）

（2）研究計画のうち、アジア砒素ネットワークの活動と北九州エコタウン事業の歴史と背景については現在も調査を継続している。いずれも50～100年に及ぶ長い歴史を有するとともに、たとえば慢性ヒ素中毒には宮崎県松尾と島根県笹が谷の鉱害がかかわるように地理的な広がりも大きい。ここでは紙幅も限られているので、その紹介は今後に期したい。

（3）以下では本研究計画で主要な位置を占めた神通川流域公害発生源対策の概要と意義について述べる。

①（対策の歴史）

イ病をめぐる住民運動は、訴訟の原告団である「イタイイタイ病対策協議会」（以下、イ対協）を中心に現在にいたるまでカドミウムに関する多くの問題に取り組み続けてきた。その継続と成果は四大公害訴訟の中でも特徴的である。中でも1972年以来40年にわたって続けられている神岡鉱山での発生源対策は、多数の住民が参加し、近年では神通川のカドミウム濃度を自然界とほぼ同じところまで下げる成果を挙げている。

イ病訴訟の中心的な争点は健康被害であったが、その原因でもあるカドミウム汚染田は神通川流域における長い間の懸念であった。その土壌の復元は、判決後も操業を続ける神岡鉱山から鉱毒が再び流入しないようにする発生源対策や、新たに発生する健康被害の救済とともに、訴訟後の課題として残されていた。

控訴審判決翌日の1972年8月10日、イ病原告団と弁護団は、東京の三井金属本社で企業交渉を行った。報道陣も見守る中、両者ともに紳士的な対応が貫かれたという交渉は、11時間におよぶ議論の末、原告側の草案にほぼ沿った形で「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」「土壌汚染問題に関する誓約書」お

よび「公害防止協定」が結ばれて終結した。

誓約や協定の内容は、後に決まった医療補償の詳細などもあわせて、四大公害訴訟の他の事例との間にそれほど大きな違いはない。ただ、言外にあって非常に重要な特徴は、イ病の誓約書と協定は、原告側による今後の運動や監視が前提であり、それを認めさせるための根拠として捉えられていることである。

②規制的手法・経済的手法との比較

これらの発生源対策の意義に考察を進める前に、環境対策としての規制的手法および経済的手法の限界について確認しておきたい。これらの手法の必要性は改めて指摘するまでもないが、それだけでは足りない部分に住民参加による対策の意義が求められると考えられるからである。

規制的手法の課題点を箇条書きにすると、次のようになる。

◎法律制定までは市民運動などが影響を及ぼすことができたとしても、実施にいたるまでの段階が多く、具体化の過程では行政にゆだねられる部分が多い。

◎効果の面で疑問がある。基準値設定や調査などが具体化し、現実にならざるまで、財界などの意向を受けやすくなる。

◎その際、科学的議論も政治的な影響を受ける。

◎問題の単純化、断片化が生じる可能性がある。

◎規制の対象とすることで、自主的な取り組みの意欲をそぐ可能性がある。

こうした批判から、環境社会学から環境政策への働きかけを強める文脈では、規制的手法を否定するわけではないが、それをあくまでも一手段とし、環境制御システムから他の領域への介入を深める手法を豊富化させることが目指されたのであった。とくに、企業など経済活動主体の中枢に環境制御への意向を植え付ける方向が論じられている。

この点は、経済的手法に関する考察にもつながる。経済的手法は、公害に関連する領域では中心的な環境制御の方法として論じられることはまだ少ないが、関連する考察を箇条書きにすると次のようになる。

◎経済的合理性に関する議論は、人命や健康や環境を十分に評価する社会的基盤がなければ逆効果になる。

◎関連して、政治と経済とのつながりを通して、規制に関する上記批判ともつながる。

◎ストック（被害の蓄積）の重視のためにも、被害者や住民の視点をどう活かすかが問われる。

③神通川流域公害発生源対策の具体的成果

環境に関する規制においては、安全や自然が守れるための条件を示すだけでなく、規制や基準をつくることによって問題を明示し緊張感を高める効果を期待できる。交通規制などと異なり、環境に関する規制や基準は、しばしば、達成目標という性格を持つことがある。亜硫酸ガス総量規制などはその代表例だったと言えるだろう。ただし、完全にゼロでなければ絶対安全とは言えない場合に、安全のための基準という側面を強調すると、現実と目標との区別があいまいになり、逆に、ゆるい基準が免罪符になって簡単に取れる対策すらなされない事態も起こり得る。その意味でも、緊張感を持続するためには、社会的関心や住民による監視が必要だと考えられる。

こうした観点を踏まえて神通川流域での取り組みの具体的な成果を見ると、まず特筆すべきなのは、カドミウム排出量が着実に減少し続けていることである。四日市公害における大気汚染の改善状況と比べてみると、四日市市内の大気中の二酸化硫黄濃度も神岡鉱業からの排水中のカドミウム濃度も、1970年代に入って対策が取られ始めると同時に急激な低下を示すという傾向は変わらないが、1980年代以降、前者は上下をくり返すのにたいし、後者は同じように上下はあるものの全体として低下し続けている。近年では、神通川のカドミウム濃度を自然界と同じにするという目標の達成も実現に近づいている。いずれも基準以下での話であるが、上記でもふれたように基準と安全との関係が問われるとき、この違いの意味は小さくない。ここで指摘したいのは、神通川流域では住民と企業との話し合いの中で目標が決められ、また、それに向かっての前進を住民が確認できるということである。

関連して第二に、他の化学物質や非常時など、直接の課題となる汚染以外の環境対策について地域住民と企業との協議が可能だという点があげられる。40年の間には新しい化学物質も増え、また、神岡鉱業では鉛製錬が

100%リサイクル原料に転換されるなど鉱工業をめぐる状況の変化も少なくない。それについて神通川流域では、住民が支援科学者とも話し合いながら対応を考えることもできるし、100年に一度の大雨への対策など独自の要求にもつなげられる。そこには、行政指導や企業の自主的対策の結果をただ説明されるのとは異なる安心感も存在すると考えられる。また、全国的に公害の歴史を振り返ってみると勝訴判決を受けた被害者や汚染地域の住民が社会的に孤立し、あたかも被害者の存在が問題であるかのように扱われることも多かったが、発生源対策への住民参加は被害の構造的拡大を防ぐ要因にもなりえる。

第三に、企業の意識の変化が大きい。神岡でも立ち入り調査の初期には資料開示などをめぐって住民側と企業側が激しくやりあうことが多く、裁判からの対立を引きずっていたというが、近年では両者が「緊張感のある信頼関係」という表現を使うようになってきた。2008年12月にはイ対協による提訴40周年の集会に神岡鉱業の洪江隆雄社長が招かれ、講演した。その中で同社長は、従業員が「法律だからやる、言われたからやる」という態度から「今は、成果が出るのがうれしい」と感じるようになっていて、会社の変化を説明した。ここまで発生源対策を行っているところはほかにない」という自信が、自主的に新しい対策を提案するような姿勢をも生んでいるというのである。

立ち入り調査や公害防止協定は、それ自体が環境対策になるものではなく、対策を取るための手段である。その手段を効果的にするために、多数の住民と、その選任した専門家が同時に参加することの意味が浮かび上がってくる。すなわち、住民だけでは問題点や必要な対策を提案することができず、また、専門家だけでは企業の担当者との違いが曖昧になる。第三者のたとえば監督官庁であっても、たとえば神岡において実現したような排出基準以下でのさらなる対策を提案することは難しい。この点で、企業・地域住民・専門家の共同は、柔軟性と実効性を兼ね備えることができる。神通川流域においてはイ病発生と公害訴訟という大きな契機があって可能になった取り組みであり、その形式だけを他の事例に当てはめることには無理が多く、逆効果をもたらす危険さえあるが、この

経験が普遍的な意味を持っていることは確認できる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 藤川賢、公害解決過程の事例比較に向けた意義と課題ーインド・ボパール事件と日本の公害からー、明治学院大学社会学・社会福祉学研究、査読無、137号、2012年、19-46
- ② 藤川賢、地域社会における公害経験の意味と普遍化、明治学院大学社会学・社会福祉学研究、査読無、133号、2010年、81-104

[学会発表] (計2件)

- ① 藤川賢、過程としての環境問題をどう捉えるかー事例比較と年表の詳細化、環境社会学会第43回大会、2011年
- ② 藤川賢、規制的手法の社会的側面、環境三学会合同シンポジウム「環境負荷に対する規制的手法」2010年

[図書] (計1件)

- ① 畑明郎編、深刻化する土壌汚染、世界思想社、2011年

[その他]

- ① 藤川賢、他、科研費中間報告書『地域における公害経験の社会的活用に関する比較研究』

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤川 賢 (FUJIKAWA KEN)
明治学院大学・社会学部・教授
研究者番号：80308072

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

渡邊 伸一 (WATANABE SHINICHI)
奈良教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：70270139

尾崎 寛直 (OZAKI HIRONAO)
東京経済大学・経済学部・准教授
研究者番号：20385131

土井 妙子 (DOI TAEKO)
金沢大学・学校教育系・教授
研究者番号：50447661

堀畑 まなみ (HORIHATA MANAMI)
桜美林大学・総合科学系・准教授
研究者番号：40348488

除本 理史 (YOKEMOTO MASAFUMI)
大阪市立大学・大学院経営学研究科・准教授
研究者番号：60317906

(4)研究協力者

神長唯 (明治大学法と社会科学研究所客員研究員)

山中由紀 (NPO法人豊中・伊丹環境政策フォーラム)